

生徒指導課

1 生徒としてのきまり

学校は、共同生活の場であり、常に全体の中の一員であることを自覚して、自己の行動を引き締め、進んで校風の刷新、校規の保持につとめ、学習能率を向上させ、よき伝統の育成に協力しなければならない。以下の遵守事項に、違反した生徒は特別指導を行うこととする。

1-1 遵守事項

- (1) 飲酒、喫煙、有害薬物の使用をしないこと。
- (2) 私的制裁、いじめ、暴力または脅迫行為をしないこと。
- (3) 窃盗、ゆすり等これに類する行為をしないこと。
- (4) パチンコ、飲酒場に入出入りをしないこと。
- (5) 18歳未満入場禁止の場所に入出入りをしないこと。
- (6) 試験などで不正行為をしないこと。(携帯電話の所持等も不正行為と見なす場合がある。)
- (7) 無免許運転、暴走行為、共同危険行為等をしないこと。
- (8) 原動機付自転車・普通自動車運転免許の無断取得をしないこと。
- (9) 自動二輪運転免許の取得をしないこと。
- (10) 交通規則を遵守し、交通違反をしないこと。
- (11) 自転車乗車時は、ヘルメットを着用すること。(R6.10ヘルメット着用推進モデル校指定)

1-2 校内生活について

- (1) 賭ごとに関することは、全て禁止とする。
- (2) 学習に必要なでない物は、学校に持ってこない。(ゲーム機、トランプ等)
- (3) インターネット・携帯電話等の有害サイトへのアクセス、掲示板等へのモラルに反する書き込み、写真・動画等の無断掲載や不必要なメール等の送受信をしないこと。
- (4) 盗難防止指導
 - ① 高価な物や余分なお金を持ってこない。
 - ② 自転車には、必ず鍵をかける。
 - ③ 教室や実習室、部室等の施錠を徹底する。
 - ④ 金銭、貴重品等の管理を徹底し、自己防衛をする。

1-3 校外生活について

- (1) 校外で集会等の活動をするときには、必要な書類を提出する。
- (2) 運転免許取得に関しては、原動機付自転車、自動二輪運転免許ともに取得しないこと。原付については、条件により一部運転免許取得を許可している。(詳細については、後頁の原動機付自転車通学規程参照) 普通自動車運転免許についても所定の手続きのうえ取得すること。
- (3) アルバイトに関しては原則禁止とする。(詳細については、後頁のアルバイト規程参照)

2 服装・頭髪について

服装・頭髪は、常に清潔に保ち、高校生としての誇りと品位を失わないよう心がけること。

2-1 服装規程

登下校を含め、校内では本校で定められた制服を着用すること。その他の制服(体操服、実習服等)も本校の規程するものとする。やむを得ない理由のため以下に規程する服装ができない場合、異装の許可を受けること。

- (1) 男女とも学校指定の制服を着用する。着用期間の基準は次のとおりとする。更衣は気候により変更することがあり、前後2週間程度は移行期として認める。

冬	服	10月1日	～	5月31日
夏	服	6月1日	～	9月30日
合服(女子)		5月	～	10月(適宜)

- (2) 服装は常に清潔を保ち、規程の詳細は次のとおりとする。
- ・男子（冬服） 上着・ズボンとも標準型学生服（標準型学生服認証マーク付き）とし、所定の位置に校章・科章等を装着する。ズボンの裾は床に付かない長さにする。ベルトは黒・茶の無地を使用する。
 - （夏服） 上着は本校指定のカッターシャツ（校章付き）とする。ズボンは冬服と同じとする。
 - ・女子（冬服） 指定のジャケット・スカート（スラックス）とする。スカートの丈は膝が隠れる程度とする。ジャケットの下は指定のセーターのみ許可する。ストッキングはベージュまたは黒とする。
 - （夏服） 上着は本校指定のカッターシャツ（校章付き）とする。スカート（スラックス）は冬服と同じとする。
 - ・男女（共通） シャツは白のカッターシャツとする。またニットセーター（男女）及びスラックス（女子）は自由購入となっている。女子のスカートとスラックスについては夏用、冬用があるが、どちらを着用してもよい。靴下は白・黒・紺を基本とし、華美でないものとする。（ワンポイントの装飾や1本のラインは可）
 - 防寒服は、スポーツ用のものや通学にふさわしいものとし、（ワンポイントは可）校内で着用することは禁止とする。（特に寒い場合は、教科担任の許可を得て着用する）
 - なお、体調の都合でやむを得ない場合は異装届を提出して許可を得る。
- (3) 記章については、男子は右の襟に校章、左の襟に科章をかしめる。女子は左の襟に校章、科章をピンドめする。また、校内においては名札の着用を徹底する。
- (4) 靴下について、白・黒・紺色を原則とし、華美でないものとする。
- (5) 通学靴について、華美でない運動靴または革靴とする。
- (6) 上ばきは、本校指定のものとする。
- (7) 防寒着は、華美でないもの。室内では着用しない。
- (8) ピアス等の装身具、化粧などは認めない。

2-2 頭髪規程

頭髪については、次の事項を遵守し、本校生徒としての品位を保つ髪形とする。

- (1) パーマ・染髪・脱色等は認めない。
- (2) 前髪は自然な状態で目にかからないようにする。男子は襟足が詰め襟やカッターシャツにかからないように、女子は、髪が肩にかかるようになったら1つか2つに束ねる。髪止め・ヘアピン、髪を束ねるゴムひも等は黒色系とする。

3 原動機付自転車通学規程

- (1) 自転車・原付を通学に利用する場合は許可を受ける。原付利用者は常に許可書を携帯する。
- (2) 自転車・原付での通学許可を受けた生徒は必ず学校所定のステッカーを車体後部に貼り、カバン等荷物は前かごか後方の荷台または座席下に収納する。音楽等を聴きながらの運転は禁止する。
- (3) 自転車の2人乗り、傘さし運転をしてはならない。
- (4) 原付利用による通学許可条件は次のとおりとする。
 - ア 公の交通手段による通学が困難である。
 - イ 原付運転免許取得のための説明会に保護者同伴で参加する。説明会は年3回とする。（長期休業日前）
 - ウ 通学距離等
 - (ア) 通学距離が8 km以上。（学校まで許可）
 - (イ) 最寄りの駅から6 km以上。（駅まで許可）
 - (ウ) 最寄りの駅が学駅以東か阿波池田駅以西で、駅から4 km以上。（駅まで許可）
 - (エ) 通学距離の計算については、次の換算通学距離を使用することができる。
換算通学距離とは、実通学距離（m）+ 起点との標高差（m）÷ 50 × 1000
（起点は学校または最寄りの駅とする）
 - (オ) （ア）から（エ）の条件に該当しない生徒でも学校教育活動および通学上、特に不便な場合は調査・協議の上、許可することがある。

- エ 使用する車両は排気量50cc以下とし、スクータータイプ、スーパーカブとし、スポーツタイプのものは許可しない。また、原付の使用は通学だけに限り、家庭での使用は認めない。
- オ ヘルメットはフルフェイスとする。
- (5) 交通事故及び道路交通法違反をした場合には、速やかに担任を通じて生徒指導課に申し出る。
- (6) 原付通学生集会に参加する。原付通学生集会は年3回とする。
- (7) 以上の規程を守れない生徒、または交通規則に違反した生徒には、別に定める特別指導を行うことがある。

4 運転免許取得規程

- (1) 原付運転免許取得は、原付で通学する生徒のみ許可する。
- (2) 原付運転免許取得者は、交通安全講習会に必ず参加する。
- (3) 原付運転免許の場合は、所定の用紙に保護者署名捺印の上、許可願を生徒指導課交通係に提出し、学校長の許可を得る。ただし、その取得は長期休業日中または代休日とする。
- (4) 自動車学校への入校・通学は、進路の内定後で、10月1日以降とする。
また、運転免許センターでの受験は、2月1日以降とする。許可願の手続きについては、原付の場合に準ずる。ただし、事前に実施する普通自動車運転免許取得のための説明会に保護者同伴で参加する。また、自動車学校へは定期考査発表から考査終了までの間は立ち入らない。進路に関わる特殊免許取得については、別に審議する。
- (5) 自動二輪車の運転免許取得は禁止する。
- (6) 免許を取得した場合は、直ちに担任を通じて生徒指導課まで報告する。(免許証の確認)

5 普通自動車免許取得規程

- (1) 10月に入り、就職・進学の内定した生徒は、学校長の許可を受け、自動車学校に入校することができる。
- (2) 免許の取得(県警受験)は、学年末考査終了後2月以降とする。
- (3) 免許取得後は学校に報告し、免許証は保護者が責任を持って保管し、在学中は自動車を運転しない。
- (4) 願い出により検定日を公欠扱いとすることができる。(ただし3日以内とする)

6 アルバイト規程

アルバイトは原則として禁止とする。ただし、家庭の経済的な理由により保護者が特に希望する生徒については、次の条件を満たす生徒のみ許可する。

- (1) 成績が良好である。
- (2) 危険を伴う事業所や飲酒を主とする事業所(店舗)は認めない。
- (3) 勤務時間は午後9時までを原則とする。
- (4) 学校行事・授業(補習)に支障をきたさない。
- (5) 定期考査発表日から終了まではアルバイト先への立ち入りを禁止する。
- (6) 家庭の経済状況や生徒の部活動・学業等を総合的に判断し、許可する期間を決定する。(学期途中、長期休業日中、休日のみ等)
- (7) 1年生は原則として夏季休業日以降とする。
- (8) 上記事項に違反があった場合、直ちにアルバイトを停止させるとともに、別に定める特別指導を行うことがある。
- (9) アルバイトを希望する生徒の手続きについては、次のとおりとする。
 - ア 保護者との面談を行う。
 - イ 担任より許可願をもらい、必要事項を記入する。(保護者の印を忘れない)
 - ウ 許可願に担任 → 学年主任 → 科長 → 生徒指導課 → 教頭 → 校長の順に承認を得る。
 - エ 生徒指導課に提出し、許可証をもらう。(許可証は、常時携帯するかアルバイト先へ預けておく)
 - オ アルバイト許可証の更新
 - (ア) 許可証の更新は毎学年またはアルバイト先変更時に行う。
 - (イ) 年度ごとに保護者との連絡又は面談を行い確認し、許可願を提出する。

いじめ問題について

いじめが教師や保護者から見えにくいのは、いじめられている子が、親に心配をかけたくないと考えたり、いじめを告白したために、よけいにひどくなると考えたりするため、事実を訴えることが少ないからです。

いじめは早期発見が第一だと言われます。そのためには、PTA、関係機関、一般社会の連携・協力が是非とも必要なのです。

家庭でも、子どもの様子や持ち物など、ちょっとした変化を見逃さないでください。

子どもの気になる言動はありませんか？

いじめ発見のチェックポイント(保護者用)

- 衣類が汚れていたり、破れていたりする
- 所持品（学用品、体操服、靴など）が紛失したり、破れたりする
- 教科書や筆箱などに落書きをされる
- 余分なお金を欲しがったり、持ち出したりする
- 友人からの電話で、急な外出が増える
- 身体にあざや傷が見られる
- 食欲がなく、体重が減少する
- いらいらしたり、おどおどしたりして、落ち着きがなくなる
- 家族に八つ当たりをしたり、反抗したりする
- 学校であったことなどを話したまらない
- 親から視線をそらしたり、自分の部屋に閉じこもったりする
- 成績やテストの結果が悪くなる
- 部活動などを休むことが増え、急にやめると言い出す
- 体育祭など学校行事に参加したまらない
- 学校を休みたがる
- 登校時になると、身体の不調を訴える
- 学校を変わりたいとか、やめたいと言出す

- 気になることがあればやさしく話を聞き、まず担任の先生に相談してください。
- 子どもと過ごす親子のふれあいの時間を多く持ち、ともに語り合いともに活動して親子の絆を強め、子どもにとって真に安らぐ「心の居場所」をつくるようお願いします。
- スクールカウンセラーや児童相談所、青少年育成センターや警察などにも相談できます。

「いじめ」は **しない・させない・許さない**

1. 自分の言動が、友人の心身を傷つけたり苦しみを与えたりしていませんか。

(1) 今までの自分を振り返ってみよう。

パシリ・・・ジュース・パン・食券など使い走りを誰かにやらせていないか。
いやがらせ・・・軽い遊びやふざけのつもりで、人のいやがることを言ったりしていないか。
暴力・・・自分ではいじめと思わなくても、叩いたり蹴ったりしていないか。

(2) 相手の立場に立って、今一度考えてみよう。

いやがっている態度に見えないからと、自分がされていやなことをさせることは「いじめ」につながります。
弱いものをいじめる行為は、人間として絶対許されない行為であり、大変な人権の侵害です。

2. これって「いじめ」と思ったことはありませんか。

(1) いじめの芽は小さいうちに摘み取ろう。

そのままにしておくと次第にエスカレートしていき、歯止めがきかなくなり、人を傷つけたり、人命を奪うことにもなりかねません。

(2) いじめをやめさせる方法を考えよう。

いじめを見たときはやめさせる方法を考えよう。被害者にとっては、傍観者も加害者と同じです。

3. 被害を受けている人はいませんか。

(1) いやなことは「いや」と、勇気を持って断ろう。

(2) 一人で悩まず出来るだけ早く身近な人に相談しよう。

4. インターネット・SNSへの書き込みについて考えたことがありますか。

安易な気持ちで載せた言葉・写真・動画等が知らず知らずのうちに拡散されて、思わぬ結果を招くことがあります。よく考えてください。

同じつるぎ高生！ 必ず良い解決策があるはず！

いじめの結果を考えると、被害者はもとより加害者にとっても、
非常に不幸な結果を招くことにもなります。
いじめに対しては、全ての人が許さない気持ちを持っています。
一人だけの問題とせずみんなの問題として考え、
いじめのないつるぎ高校にしましょう。